

<以下、国土交通省のHPからの抜粋、引用>

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)

1. ライフジャケットの義務化

国土交通省では関係法令を改正し、平成30年2月からすべての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用を義務化します。  
小型船舶に乗船する場合には、国の安全基準に適合したライフジャケットを着用する義務があります。

2. 安全基準適合「桜マーク」

ライフジャケットには、水中で浮き上がる力が7.5kg以上あること、顔を水面上に維持できること、などの様々な安全基準が定められています。  
国土交通省が試験を行って安全基準への適合を確認したライフジャケットには、桜マーク(型式承認試験及び検定への合格の印)があります。

3. 適用除外

(桜マーク付き) ライフジャケットの着用義務が適用除外・着用を努める義務となる場合があります

安全措置が講じられたヨットレースの競技を行っている方

- 1) 国際又は国内で統一された安全基準に基づき、落水防止設備の設置、救助設備の設置、救助体制の構築などの安全措置が講じられているヨットレースの競技中は桜マークは適用除外(JSAF基準着用)となります。
- 2) 競技と同等の安全措置を講じて行う練習も桜マークは適用除外(JSAF基準着用)となります。
- 3) ヨットを競技・練習以外に使用する場合は桜マークは適用除外になりません。

「JSAF基準」のライフジャケットとは、ISO規格：12402-5、CE基準：EN393、UL規格：TypeⅢを示す

具体例

内容	桜マーク適用除外 (JSAF基準着用)	適用 (桜マークが必要)
1 動力のないヨットの帆走	○	
2 正規のレース(※)のために日々の練習を支援するボート	○	
3 正規のレース(※)を運営するボート	○	
4 正規のレース(※)の審判ボート	○	
5 コーチなどの乗る正規のレース(※)を支援するボート	○	
6 正規のレース(※)のレース海面へ移動するために曳航するボート	○	
7 レースを観戦するボート		○
8 明日のレースの海上まで前日に曳航をしているボート		○
9 チームの支援艇を使って海水浴へ行った		○
10 チームの支援艇を使って魚釣りへ行った		○

(※) 「正規のレース」とは、セーリング競技規則に基づき、JSAFまたは加盟団体・特別加盟団体が主催するレース  
尚、乗員数だけでなく、定員数分の桜マークライフジャケットを艇へ搭載する必要があります。

4. 推奨

適用除外となっていますが、拡大解釈によるトラブル、事故防止のために広島県セーリング連盟では動力船乗艇時の「桜マーク」ライフジャケット着用への移行を推奨します。

以上